

秋田市教育に関する総合的な施策の大綱（案） （平成30年度～平成33年度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育に関する総合的な施策の大綱を次のとおり定める。

第1 目指す姿

郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり

第2 目標

- 1 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実
- 2 将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備
- 3 生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実

第3 施策の方向性

【目標1】

- 1 豊かな人間性の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 健やかな心と体の育成
- 4 夢や希望、志をはぐくむ教育の推進
- 5 一貫性・系統性を踏まえた教育の推進
- 6 今日的な課題に対応した教育の充実
- 7 教育の質を高める体制の充実
- 8 高等学校教育の充実

【目標2】

- 1 良好な学校教育環境の整備
- 2 安全安心な学校教育環境の整備

【目標3】

- 1 社会教育の充実
- 2 社会教育施設等における活動の充実